

[事案 2020-124] 傷害保険金支払請求

・令和3年5月16日 和解成立

<事案の概要>

傷害保険金が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年7月、転倒事故（本件事故）を原因として腰椎圧迫骨折の障害を負い、同年9月まで入院したため、平成22年2月に契約した養老保険の入院特約にもとづき入院給付金を請求したところ支払われた。その後、令和元年12月に、本件事故の後遺症として、「寝たきりの状態で、両下肢は全く動かさず、両下肢の運動性と支持性を全廃」との記載のある障害診断書兼入院・手術証明書を保険会社に提出し、本契約の災害特約にもとづき傷害保険金を請求したところ、約款に定める身体障がいの状態に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により傷害保険金を支払ってほしい。

- (1) 本件事故の後遺症として、両下肢の機能全廃、そしゃくも出来ない状態となった。
- (2) 保険会社からは、認知症が原因で転倒したから支払われないと説明されたが、事故前は軽度認知症の診断を受けていたものの、一人で家事も出来ており、軽度認知症が原因で転倒するという根拠はなく、不慮の事故が原因で腰椎圧迫骨折を受傷した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院した病院の医師の意見では、平成28年9月の退院時に両下肢機能障害はなかったため、本件事故による受傷の後遺症ではない。
- (2) 入院中、食事動作は自立しており、ADL上に支障が出るほどの関節可動域制限はなく、伝い歩きやフリーハンドで歩いていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取の実施が困難であり、申立人代理人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、傷害保険金の支払いは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 約款における傷害保険金の支払事由に該当しない理由は、一般の契約者等にとっては理解が難しく、丁寧に正確な説明をすることが期待される。
- (2) 申立人の子が、保険会社に対して、支払事由に該当しないことについて説明を求めたところ、保険会社の職員は、「病気を原因とした転倒で骨折したということなので。」と述べ、さらに「精神に障害があったみたいなので、転倒してしまったみたい結論になった。」と説明しており、この説明では、病気（認知症）を原因として転倒した事故は「不慮の事故」に該当しないというように理解できるが、本件事故が約款に定義する「不慮の事故」に当たること自体は明らかであり、説明は間違っていたと言わざるを得ない。